主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人大谷久蔵の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は、憲法違反(三一条違反)をいう点もあるが、 その実質はすべて単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇 石条の上告理由にあたらない。

しかしながら、職権をもつて調査すると、自動車の運転者が一時停止をすべき旨 の信号に従わない罪と自動車の運転の業務に従事する者が一時停止をして左右の安 全を確認すべき業務上の注意義務を怠つて一時停止をしないで漫然交差点に進入し た過失による三名に対する業務上過失傷害罪とが同一の機会に発生した本件事案に おいて、信号機の表示する信号に従わないで一時停止をすることなく漫然交差点に <u>進入し人身事故を発生させた被告人の動態は、自然的観察のもとにおける社会的見</u> 解上一個のものと評価すべきものであつて、それが昭和四六年法律第九八号による 改正前の道路交通法――九条―項―号、四条二項、昭和四六年政令第三四八号によ る改正前の道路交通法施行令二条一項の罪及び刑法ニーー条前段の各罪に同時に該 当するのであるから、以上の罪は刑法五四条一項前段の観念的競合の関係にあると 解するのが相当である(当審昭和四六年(あ)第一五九〇号昭和四九年五月二九日 大法廷判決、昭和四七年(あ)第一八九六号昭和四九年五月二九日大法廷判決参照)。 また、本件無免許運転の罪と酒酔い運転の罪とは、同一の運転の機会に行われたも のであるから、観念的競合の関係にあると解すべきである(前示当審昭和四六年( あ)第一五九〇号大法廷判決)。以上と結論を異にする原判決及び第一審判決には、 法令の解釈、適用を誤つた違法がある。しかし、原判決の支持する第一審判決の被

告人に対する懲役六月の科刑は正当な処断刑の範囲内にあり、本件犯罪事実及びその情状等本件事案の具体的事情を検討すれば、右違法は、いまだこれによつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものとは認められない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、主文の とおり決定する。

この決定は、裁判官岡原昌男の意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官岡原昌男の意見は、次のとおりである。

わたくしは、多数意見が本件のような信号無視一時不停止の道交法違反と業務上 過失致死傷との罪数関係を論ずるにあたり、当裁判所昭和四九年五月二九日大法廷 判決に従い被告人の動態を、直ちに自然的観察のもとにおける社会見解上一個のものと評価すべきものとの理由のもとにこれを観念的競合と見ることに対し、疑問をもつものである。なるほど、この種の事故においては信号の表示に従つて停止し交差点(又は踏切)内に入らなければ事故は起きなかつたであろうという事実は動かないし、信号無視不停止と事故発生の一連の事実は自然的観察によつてもまとまつた一個の現象であり、行為者の動態の面から見れば一個の行為と見られる場合が多いであろう。殊に、記録によれば、本件は信号無視不停止すなわち事故といつても良いほど両者が接近しているので、この意味において多数意見が本件に前記の大法 廷判例をあてはめた思考過程に誤りがあるとは思わない。然しながら、それだからといつてこの種の事故のあらゆる形態に前記の判例理論が通用するかどうかをこの機会にあらためて検討してみたいと思うのである。

観念的競合に関するわたくしの基本的な考え方は前記判例中昭和四七年(あ)第 一八九六号事件判決において反対意見として述べておいたとおりであるから参照されたいのであるが、そのわたくしの考え方によつても、その判例の多数意見によつ ても本件の如き不停止と事故の接着した事案に関する限り結論に差異を来さない。然し交差点(又は踏切)において停止線を超えてから横断すべき交差道路(又は軌道敷)の幅が広く、相当進行してから新たな過失を原因として事故を起したとき、すなわち信号無視一時不停止が事故の原因にならずに、交差点内で例えば新たに前方注視義務懈怠があり、それが原因となつて事故を起したとき(前方を注視しておれば安全に停車し得る距離内で歩行者を発見し得たのであろうのに、脇見運転をしていたために発見がおくれ急停車措置が間に合わず、歩行者を跳ね飛ばして怪我させたというような場合)を想定すれば、一時不停止は停止しておれば事故は起きなかつたであろうという意味における事故の遠因と見得るにしても、逆から考えれば一時不停止があつても衝突事故を避け得る場合もあり得るということが判明すると思うのである。そしてこの場合後の過失が事故に結びつくことによつて一時不停止は(競合過失による場合は別として)事故の結果に対して原因とはならないものである。

そもそも不停止の違反行為は停止線を超えた時点で(厳密に言えば停止線を超えてから極めて短かい時間短かい距離を進んだときに)既遂となり、違反行為としては完了し、その後は、その不停止が事故の原因又は遠因になるという意味における違法運転状態は続くけれども、不停止行為が続くわけではない。(一時不停止はそれを原因としての事故が起らなければ過失の責任を問われることはない。)その違法状態の中において事故が起きたすべての場合に、殊に一時不停止が事故の遠因に過ぎない場合に、外見上一時不停止と事故を起した行為とが自然的観察において一箇の行為であるとするのであれば、その既に完了した行為と後に新たに発生した行為との間に一箇性を認めることとなつて理論的におかしいのではあるまいか。また若し多数意見がそのようなものは特殊な場合であつて、自然的観察において別個な行為であるとするならば、一体その一行為と二行為の区別は理論上如何なる基準に

拠ろうとするのであろうか。社会的見解により法的評価をはなれ自然的観察に基づ き単純な行為の動態だけを分析して見ても結論は出ない筈である。

そこで、わたくしは、このような場合、一時不停止による停止義務違反の過失のままの運転が衝突事故の過失をなすという、構成要件上の重要な重なり合いがあるときは、これを一箇の行為と見るべきであるが、一時不停止があつてもそれが事故原因に結びつかず、事故直前に別個の過失があつて、それが事故の原因になるようなときは、構成要件上の重なり合いがないから、二個の行為になると見るのが妥当であると考えるのである。

ところで、本件は、前記の如く一時不停止の過失が事故の直接原因と見るべき事 案であるから、わたくしのような見解でも結論においては本件多数意見と同じにな るのでその結論には同調する次第である。

昭和四九年一〇月一四日

最高裁判所第二小法廷

 裁判長裁判官
 大
 塚
 喜
 一
 郎

 裁判官
 同
 原
 昌
 男

 裁判官
 吉
 田
 豊

裁判官 小川信雄は海外出張中につき記名押印することができない。

裁判長裁判官 大塚 喜一郎